

宮崎市「事務事業の外部評価」 対応方針シート

チーム名	第 2 チーム	担当課名	保健衛生課
事業番号	2-12	事務事業名	動物愛護事業

対応方針	見 直 し
------	-------

仕分け結果に対する考え方、今後の方針等

※ ()内の番号は、事業別判定結果シートの判定人からのコメント欄の番号に対応しています。

- (1) 「迷子犬等保管業務」については、動物愛護意識の啓発推進により、保管頭数の削減を図り、経費節減につなげていく。(①)
 - (2) 現在委託している「動物管理時間外業務」と「迷子犬等保管業務」以外の動物愛護業務の民間委託については、所有者等からの引取り業務、負傷動物の収容、返還等、その専門性や公金の授受・保管等を考慮すると、現状では外部委託は困難であると考えられる。(②・③・④)
 - (3) 「動物管理時間外業務」は、A社に委託しているが、土・日・祭日の24時間対応や大型犬など危険な動物の捕獲や引取り、人畜共通感染症のおそれもあるなど専門性も高く、市内で唯一の受託可能な業者として随意契約している(県から同種の業務の委託を受けているB社は、「業務量、職員体制の面では対応できない」とのことであり、実質的に他に委託先はない。)
 「迷子犬等保管業務」は、動物取扱業者で保管の登録があるC社に委託している。所有者不明や負傷した犬猫を保管できる動物取扱業者が他になく、随意契約としている。今後対応できる業者が出てくれば検討していく。(⑤)
- 平成23年度に各委託契約の内容・方法等について精査を行い、適切な改善に努める。